

(1) 補助の要件

- 1) 主催者が日本プライマリ・ケア連合学会（以下、学会）の会員であること
- 2) 近畿ブロック支部の活動の趣旨に沿っていること。ただし、単なる懇親会は補助の対象外とする。

＜参考＞ 日本プライマリ・ケア連合学会 近畿ブロック支部会則

(目的)

第3条 本会は、近畿ブロックにおけるプライマリ・ケアに関する学術の進歩、知識の普及ならびに人材の育成を図り、プライマリ・ケアの充実および向上に寄与することを目的とする。また、人々が健康な生活を営むことができるように、地域住民とのつながりを大切に、継続的で包括的な保健・医療・福祉の実践及び学術活動を行うことを目的とする。

- 3) 学会本部や製薬会社など、他の主体からの補助や協賛と重複していないこと（大学や病院、医師会等の関係団体による支援は可）。
- 4) 補助金の振り込みを受けるための銀行口座を有していること（個人名義で可）
- 5) 学会近畿ブロック支部から補助を受けていることについて、案内の文書に記載するか当日アナウンスを行うこと。可能であれば、学会への入会勧奨をすることが望ましい。

(2) 申請の手順

- 1) 申請にあたっては、所定の書式に準じた申請書を提出すること。開催前の申請で、その時点で記載及び添付不可能な項目がある場合は、会合終了後に遅滞なく当該事項について提出すること。尚、補助金の使途を明記し、対応する領収書のコピーを添付すること。
- 2) 申請書2枚のうちの1枚は、学会本部へ「専門医・認定医研修講座」又は「認定薬剤師研修講座」の企画書を提出している場合（すなわち専門医・認定医、認定薬剤師の単位を申請している場合）、そのコピーをもって代えることができる。
- 3) 報告の形式は、近畿ブロック支部ニュースレターへの原稿提出とする（概ね、写真1点+600字、写真が困難な場合は文字のみ700字）。又、交流推進のため、地方会での一般演題発表も歓迎する。

(3) 補助額

- 1) 基本活動補助費（同一主催者には年1回のみ）として、学会会員10名未満の会の場合1万円、学会会員10名以上の場合3万円を補助する。
- 2) 会合1回ごとのオプションとして、府県など一定地域（あるいは職種等の一定範囲）の全会員に案内を送付する場合、ブロック支部事務局より名簿を提供し、当該府県（職種）分の案内人数の郵送料（82円/人）を補助する。尚、名簿の提供は、郵送物発送のための必要最低限の形式とし、申請者は「当該勉強会の案内以外の目的で名簿情報を利用しない」旨の文言にサインするものとする。